

杜の都の風土を守る土地利用調整条例（平成 16 年 3 月 19 日仙台市条例第 2 号。以下「条例」という。）第 21 条第 1 項の規定により、事業者から変更届出書及び変更後の開発事業計画書の提出があった下記の開発事業について、条例第 21 条第 2 項の規定により条例第 16 条の規定を適用し、同条第 1 項に規定する変更後の開発事業計画書についての市長の意見を述べましたので、同条第 3 項の規定に基づき、次のとおり公告します。

令和 6 年 3 月 4 日

仙台市長 郡 和子



記

1 開発事業の概要

氏名 阿部善産業株式会社 代表取締役 古川恒光

住所 仙台市太白区鉤取本町 1 丁目 1 番 6 号

名称 坪沼岩石採取事業

種別 区画形質の変更

目的 既存事業区域の利用区分変更を行い、自然災害復旧工事をはじめとした土木建築等、各方面に用途を有する重要な地下資源である岩石を、有効に開発供給するため。

内容 条例制定前から採石法の許可を得ている区域内及び、協定を締結している区域内において、残置森林と計画堆積場の利用区分を変更し、約 3.7ha を採取区域とすることにより、地下資源の岩石を採取し、コンクリート及びアスファルト骨材や、路盤材用砕石等の安定供給を行う。また、近年頻発する豪雨による川の決壊、地震による土砂崩れ等の自然災害に備え、緊急・災害工事への速やかな供給を行う。

位置 仙台市太白区坪沼字沓戸沢 1 番 1、1 番 3、1 番 4、1 番 5、1 番 6、1 番 7、1 番 8、5 番 9、7 番、8 番、9 番 1、9 番 2、9 番 3、9 番 4、9 番 5、9 番 6、9 番 7、9 番 8、9 番 9、9 番 10、9 番 11、9 番 12、10 番 5、10 番 6、10 番 7、10 番 8、10 番 9、10 番 10、10 番 11、10 番 15、11 番 1、11 番 2、11 番 3

仙台市太白区坪沼字滝ノ原 5 番 1、5 番 3、8 番、9 番 1、9 番 2、9 番 3

仙台市太白区坪沼字北原 33 番 3

面積 318,781.12 m²

2 意見の内容

変更後の開発事業計画書に記載された開発事業計画の内容については、条例第 8 条第 1 項に規定する土地利用方針「Ⅲ郊外部における開発事業の実施に関し事業者が配慮すべき基本的な事項」との整合性が確保されているものと認められる。

したがって、条例第 17 条第 1 項に規定する書面の提出を要しない。